

資料2
(議案第155号関係)

令和3年12月13日
総務企画常任委員会
税務部国保医療年金課

青森市国民健康保険条例（平成十七年条例第二百三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>[略]</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>四十万八千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書に規定する出産であると認めるときは、<u>四十万八千円</u>に三万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>四十万四千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書に規定する出産であると認めるときは、<u>四十万四千円</u>に三万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>[略]</p>

青森市病院料金及び手数料条例（平成十七年条例第二百十八号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種別	区分	料額		種別	区分	料額	
		市民病院	浪岡病院			市民病院	浪岡病院
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
分べん料	産科医療補償制度に係る負担額	産科医療補償制度に係る1分べん当たりの掛金		分べん料	産科医療補償制度に係る負担額	単胎分べん	
		に相当する額に胎児数を乗じて得た額				16,000円	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						16,000円に胎児数を乗じて得た額	